番号	意見内容	同左に対する考え方
1	受益者負担の見直し・適正化について、具体的に何の使用料や手数料 なのか、例示した方がいいのではないか。	使用料や手数料については、毎年度の予算編成の中で適宜見直すこととしております。 なお、平成23年度においては、廃棄物処理施設の設置許可の申請に関するものや、工業試験場の手数料などの見直しを予定しており、すでに公表しているところです。
2	定員適正化計画の見直しについて、新たな数値目標を現状と5年後の 推移を図表化により、主な組織別に比較してはどうか。	定員適正化計画については、毎年度の組織改正の結果、部局を超えた課や室の統廃合などもあり得ることから、知事部局の職員数というくくりでの計画であることをご理解願います。
3	人材育成チームには、次の目標を意識して、少数精鋭化の実現を期待 している。 自律成長型の人と組織の育成 自分の思いを表現し実現できる人材の育成 改革の輪を拡大できる人材の育成	人材育成ビジョンの策定にあたっては、いただいたご意見も参考にさせていただきたいと考えています。
4	パワハラ防止指針の策定について、「子育てとの両立等」という形で〈〈るのはいかがか。	パワハラやセクハラといったハラスメント対策は、働きやすい職場環境の整備を進めるうえで、重要な課題でありますことから、ご指摘を踏まえ、大綱での表記を「ウ」働きやすい職場環境づくり」という項目に修正いたします。
5	相談事業について、方法の多様化に加えて、相談日の拡充(土日の相談)も検討してはどうか。	県民サービスの向上の観点からも大切な視点であり、今後の利用者へのアンケート結果なども踏まえながら、相談日の拡充についても、検討を行っていきたいと考えています。
6	県政メールマガジンについて、行政のメールマガジンは行政機関や関係機関の方の利用が多いのではないか。実態として効果があるのか疑問。	県政メールマガジンについては、一般県民向けのイベント情報やケーポンの提供などを予定しており、多くの皆さんに利用していただけるよう、 積極的な周知に努めてまいります。

「石川県行財政改革大綱2011(仮称)」案に対するパブリックコメントの結果について

募 集 期 間: 平成23年2月18日~平成23年3月8日

寄せられた意見 : 36件(うち重複意見2件)

1 「スリムで効率的・効果的な組織体制の整備」に関して

番号		同左に対する考え方
1	県組織の見直しについてテンポが遅い。全体として繰り上げて実施すべきではないか。	組織の見直しにあたっては、県民サービスの低下をきたすことがないよう、十分な準備が必要だと考えております。また、事業の進捗を待って組織の見直しをするものなど様々な事例があることから、それぞれの事情を勘案し、適時適切に実施していきたいと考えております。
2	看護大学と県立大学を統合して法人化すれば、人件費や広報費等の節減が図られるのではないか。	看護大学及び県立大学は、ともに小規模ながら、・看護大学においては、医療の高度化に伴う質の高い看護や高齢化に伴う在宅看護に対応した人材の育成、・・県立大学においては、産業界から注目・期待されているバイオや生物資源に関する先端分野の研究、人材育成など、それぞれ全く異なる分野において、これまで着実に実績を積み上げてきたところであります。しかしながら、大学間競争が激化する環境下において、今後、両大学が勝ち残っていくため、両大学が寄すする素材に更に磨きをかけ、これまで以上に魅力ある大学となるための手段として、平成23年度から法人化を行うこととしております。 両大学がそれぞれの特色に更に磨きをかけていくことがまず重要であると考え、法人化にあたっても、大学はこれまでどおり2大学とすることとしており、大学の統合については考えておりません。なお、法人化の形態は、1つの法人で2大学を運営することとし(1法人2大学)、一元的な運営体制の下で、より効率的・効果的な法人運営を目指してまいりたいと考えております。
3	「資産活用室」は民間手法も導入してダイナミックに資産処分を行うこと。 できる限り不良資産の現状を公開し、処分を急ぐべきではないか。	資産活用室においては、県有財産等の有効活用、処分といった資産マネジメントを全庁的に推進することとしております。具体的には、県有財産等の利活用策・処分方策を総合的に検討、調整していくほか、県有施設における自動販売機の設置の公募(入札)制の導入や、遊休財産のインターネット公売の導入など、新たな視点での県有財産等の有効活用、処分方策を推進したいと考えております。
4	地域の高齢者の雇用確保の観点から、人材を活用するセンターのような ものを創設するべきではないか。	高齢者の健康で生きがいのある生活を実現するため、高齢者が社会の支え手として活躍できる環境を整備することは大変重要な課題です。ご指摘の点につきましては、就業を希望する高齢者に対して、短期又は軽易な仕事を提供する「シルバー人材センター」が、県内各市町(川北町を除く)に設置されており、県としても、シルバー人材センター事業が広く活用されるよう、その普及・啓発等に対し、支援を行っております。

番号	意見内容	同左に対する考え方
5	職員の給与を一律に3~5%カットすべきではないか。	一般職の職員の給与については、これまでも、給与水準の引き下げや給与カーブのフラット化などの給与構造の改革(平成18年度)をはじめ、管理職手当の10%減額など見直しに取り組んできたところです。職員の給与につきましては、基本的に、公務員の労働基本権の代償措置である人事委員会勧告を尊重すべきと考えており、一律に抑制するといった方法ではなく、制度本来の趣旨、目的にそった運営を行うことを基本に、逐次、適切な見直しを行っていきたいと考えております。
6	行政委員の報酬見直しについて、日額化に向けて、早急に結論を出すべきではないか。	行政委員会の非常勤委員の報酬については、昨年10月6日に有識者からなる「石川県行政委員会委員報酬検討委員会」を設置し、現在、その報酬のあり方について、検討いただいているところであり、報酬の見直しについては、検討委員会からの検討結果を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。
7	事業仕分けを実施し、無駄を削減すべきではないか。	事業仕分けにつきましては、予算に対する国民・県民の関心を高める効果がある一方で、必ずしもそれぞれの行政分野に精通していない外部の者が、限られた時間の中で議論し、多数決によって結論を出す方法で、本当に事業の必要性や効率性、そして事業主体のあり方等について、適切な判断が下されるのかどうか、疑問も生じているところであります。こうしたことから、本県において、直ちにこの事業仕分けという手法を導入し、その結果を予算等に反映させるということにつきましては、なお課題があるものと考えております。 しかし、無駄を削減するという観点から、事務・事業の見直しなどを進めていくことは、非常に大事なことであることから、こうしたことにしっかり取り組みたいと考えております。
8	職員数について、5年間で一般行政職を220人、教員及び警察はそれぞれ100人程度の削減とすべきではないか。	職員の削減数については、幅広い分野での個別の改革の取組効果を総合的に勘案して設定すべきものと考えております。今後、大綱における取組項目を精査しながら、定員適正化計画を見直す形で、設定したいと考えております。 また、教員や警察官については、その定数が法令で規定されており、県の裁量がほとんど働かないため、削減数の設定は難しいと考えております。
9	県の発行する印刷物等に、民間の広告が増え過ぎては、広告のための発行物か県の広報のための発行物かわからなくなる。 県の大切な広報が広告のために薄れてしまっては本末転倒である。	の広報と区別しやすいよう統一的な文言(広告)を記載するなどの配慮も行っているところです。 今後も、厳しい財政状況が続くことから、印刷物等を有効活用し、新たな収入の確保に努めていきたいと考えております。
10	行財政改革大綱の取組期間である5年間で、プライマリーバランスを「0」 にする旨記載すべきではないか。	個別の地方公共団体の基礎的財政収支(プライマリーバランス)については、国の財源不足に伴い地方交付税の代替措置として国によって発行額が決定される臨時財政対策債や基金繰入金の取扱いなど、具体的・統一的な算出方法が定まっていないため、これを財政運営上の目標としてお示しすることは難しいことについてご理解願います。しかしながら、毎年度の税収等によって、過去の借入の元利払いを除いた毎年度の歳出を賄い、現世代の受益と負担を均衡させ、子や孫の世代に負担を先送りしないというプライマリーバランスの均衡という考え方は、財政運営上の一つの大切な考え方であると承知しており、「基金の取り崩しに頼らない単年度収支の均衡」や「県債残高を前年度以下の水準に抑制」といった基本方針に基づき、財政の健全性維持を図ってまいりたいと考えております。
11	県債残高の抑制について、毎年の進捗状況を数値で示すべきではないか。また、当面の目標を1兆円以内とすべき。	県債のうち、地方交付税の代替措置として発行している臨時財政対策 債については、償還に際し、その全額が地方交付税に算入され、県の負 担が生じないことから、これを分けて考える必要があります。そのため、将 来の県負担を示す県債残高の指標としては、臨時財政対策債除きの県 債残高を用いることが適切です。 この臨時財政対策債と同じ償還財源が担保されている能登半島地震 復興基金に係る転貸債を除いた県債残高は1兆円を下回っており、平成 15年度以降7年連続で減少させてきているところです。 また、県債残高の状況については、年2回発行している「財政のあらま し、で公表しているところであり、今後とも、本県の財政状況について、県 民の皆様のご理解をたまわりたいと考えております。
12	経常収支比率は95%以内とすべきではないか。	経常収支比率は、人件費や社会保障関係経費、公債費等の毎年度経常的に支出される経費(経常経費)に充当される一般財源が、県税や普通交付税を中心とした毎年度経常的に収入される一般財源に占める割合ですが、普通交付税等の額は毎年度国が決定する地方財政対策により大きく左右されるため、これを財政運営上の目標としてお示しすることは難しいことについてご理解願います。しかしながら、職員の削減や県債残高の抑制のほか、一般行政経費の見直しなどを図っていくことにより、経常経費の抑制に努めてまいりたいと考えております。

13	高利県債の繰り上げ償還を急ぎ、実質公債費比率を適正水準にすべきではないか。	実質公債費比率が起債許可団体に該当する18%のラインを超えないよう、平成21年度から23年度にかけて、総額で58億円余の民間資金の繰上償還を行うこととしています。これに加え、今般、5%以上の高金利の公的資金(旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金)について、補償金なしで繰上償還が認められる制度が創設されたことから、これを活用し、平成22年度から24年度にかけて、総額で11億円余(一般会計)の繰上償還を行うこととしました。今後とも、公債費負担の抑制に努めてまいりたいと考えております。
14	今後、税金の滞納が更に増えることを想定し、滞納整理を急ぐべきではないか。	県税の滞納額につきましては、平成21年度決算額において、個人県民税が、県税全体の約2/3を占めており、個人県民税の滞納額の縮減が喫緊の課題となっているところであります。個人県民税は、個人市町民税と合わせて、市町が課税徴収することとなっており、本県ではこれまで、市町の徴収支援として、県による直接徴収などを行っているところでありますが、近年、他県では、県と市町村が共同で徴収を行う滞納整理機構を設立し、徴収体制の強化を図る例が見られるところであります。こうしたことから、本県においても、これまでの徴収対策を更に強化するため、市町と共同で徴収を行う滞納整理組織の設立を検討することとしております。
15	病院診療費等未収金及び県営住宅滞納家賃の回収業務の民間委託については、平成23年度から速やかに実施すべきではないか。	県営住宅の滞納家賃の回収業務は、既に、入居者については、民間事業者である県営住宅の指定管理者に一部委託し、県と連携して行っております。 現在、県営住宅を退去した家賃滞納者への家賃回収業務は、県の担当者が実施しておりますが、この業務についても指定管理者に委託することが効率的であることから、平成24年度からの新たな指定管理者の募集の際に委託業務を拡大する予定としております。また、病院診療費等未収金の回収業務については、平成23年度から民間委託することとしております。
16	「屋外広告物条例」に則り、収入確保の手段として、県内にある広告物を洗いだし、許可手数料を徴収すれば、景観美化と合わせ、かなりの収入増になるのではないか。	本県では、現在、「石川県景観条例」と「石川県屋外広告物条例」を一本化した「いしかわ景観総合条例」に基づき、屋外広告物を掲出する際には、許可手数料を徴収しております。 屋外広告物は景観に対し大きな影響を及ぼすことから、県内全域において特に良好な景観の形成を図る必要がある地域を景観形成重要エリアに指定し、パトロールを実施するなど屋外広告物の適正化に努めております。

3 「県行政の守備範囲・業務執行体制の見直し」に関して

番号	意見内容	同左に対する考え方
17	紀尾井会館、ほくりく荘、加賀白山荘について、廃止する前に、指定管理者制度を導入し、県有財産の有効活用を図るべきではないか。 (ほかに重複意見 1件)	紀尾井会館は、ホテル又は旅館の建築制限がある第2種文教地区に立地しており、県職員の福利厚生施設として特例により運営を許可されていることから、利用者が限定される施設であるとともに、そもそもが「公の施設」ではないことから、指定管理者制度の対象外の施設であります。 ほくりく荘についても、地方職員共済組合が設置、運営しており、県の「公の施設」ではないため、指定管理者制度の対象外の施設であります。 また、これらの施設をとりまく経営環境は、これまでの様々な収支改善 策にも関わらず、民間の安価なパック商品の出現や、施設自体の老朽化、県外資本の低料金旅館の進出などにより、非常に厳しい状況となっており、今後も利用者の大幅な増加が難しく、収支改善も困難であることから、廃止に向けて検討していることをご理解願います。
18	公社外郭団体の整理統合を早急に実施すべきではないか。	また、加賀日山荘についても、施設の位置付け、置かれた環境は、ほくりく荘と同様であり、本年3月末をもって廃止することとしております。 県財政が厳しい状況の下、公社外郭団体の改革を不断に行うことは、 重要な課題であると認識しております。 これまでも議会等でご議論をいただき、県の出資比率が25%以上の団体については、平成17年度に61団体であったものを統廃合により、平成22年度には6団体減の55団体と見直しを進めております。また、その他の団体についても事業の見直しや派遣職員の削減などの見直しを行っているところであります。 なお、今回の大綱案にも示したとおり、住宅供給公社や道路公社については廃止するほか、地場産業振興センターについては、産業創出支援機構へ統合するなど、今後とも順次見直しを進めていくこととしております。
19	県と市町の権限や分掌を明らかにして、重なり合う仕事の無駄を排除すべきではないか。	今回の大綱案においても、県と市町の役割分担を踏まえ、住民により 身近な事務事業については、市町へ移管すべきとの考えから、「建築確 認事務等の市への権限移譲の拡大」等の項目を盛り込んだところです。 今後ともこうした考え方に基づき、他の事務事業についても、見直すべ きものは、見直してまいりたいと考えております。
20	兼六園周辺文化施設の管理、運営について、合理化と連携を進めるべきではないか。一体的に運営すれば、来訪者も増加するのではないか。	これまでも「清掃委託の一括入札」の実施や「受付・看視業務等の民間委託」、「給与・旅費事務の集約化」などの合理化を進めるとともに、県・金沢市の15施設による「兼六園周辺文化の森館長会議」や「兼六園周辺文化の森ミュージアムウィーク」の開催、「共同セールス」の実施、「文化施設共通利用券」の発行など様々な取組により連携を図っているところですが、今後も引き続きサービスの向上等にも十分配慮しつつ合理化と連携を進めてまいりたいと考えております。

4 「地方分権時代を担う人材の育成と県民の視点に立った行政サービスの提供」に関して

番号	意見内容	同左に対する考え方
21	県民ニーズの多様化に応えるため、時差出勤を拡大すべきではないか。	平成23年4月1日から、時差出勤の対象範囲を拡大し、出先機関でも 実施することとしています。これにより、開庁時間が拡大され、窓口サー ビスの向上につながるものと考えております。
22	人員削減を図るよりも、職員を増やし、ワークシェアリングで勤務時間を 削減すべき。県民サービスの向上を考えれば職員はもっと必要でない か。また、職員を増やすことで雇用の改善にもつながる。	本県の財政状況は依然として厳しく、引き続き、職員数の削減をはじめとした行政のスリム化のための行革努力が必要と考えております。なお、職員の削減にあたっては、より簡素で効率的な組織への改編や民間委託の拡大など、これまで以上に様々な工夫を凝らしながら、県民サービスの低下に繋がらないよう取り組んでいくこととしております。また、県ではこれまで、補助的業務などに嘱託職員や臨時職員を活用し、また、調理業務などについては民間委託を実施するなど、業務の分担に努めてきており、広い意味でワークシェアリングの考え方を取り入れているものと考えております。
23	知事の定例記者会見を週1回程度実施すべきではないか。 (ほかに重複意見 1件)	報道機関をはじめ県民の皆様に県政の情報を積極的に発信し理解していただくことは大変重要なことであると考えており、県独自の政策、事業の説明となる予算の発表をはじめ、年頭の記者会見など節目節目には、知事自らが記者会見を行っております。加えて、県議会の開会中をはじめ、ことあるごとに記者の皆さんからの要望に応え、いわゆる「ぶらさがり取材」にも応じており、記者の皆さんからのあらゆる質問に丁寧に答えております。今後とも、積極的な県政情報の発信に努めていきたいと考えております。
24	県の広報活動について、週1回の新聞広報「広報いしかわ」、年4回発行の「ほっと石川」、年2回の新聞広報「石川県政特集」を点検・整理し費用対効果の検証もしながら効率的な広報体制を再構築するべきではないか。	新聞広報については、毎週水曜日の地元3紙掲載で9割以上の世帯をカバーしております。また、広報誌についても、県内全世帯に配布しており、それぞれ県内の大部分の方々にお読みいただいているものと認識しております。 さらに、新聞広報及び広報誌については、全戸配布広報誌「ほっと石川」内のアンケートや県政モニターへのアンケートでは、新聞広報、広報誌ともに9割以上の方々から読んだことがあるとの回答をいただいております。 今後とも、広報媒体それぞれの特性を上手く活用し、また、組み合わせることによって相乗的、総合的な広報効果をあげるよう、県民ニーズを把握しながら、内容の充実に努めていきたいと考えております。
25	インターネットをしない県民のために分かりやすい広報に努めるべきではないか。また、全体として情報発信が足りないのではないか。	県民の皆様に県政情報を提供するため、新聞、テレビ、ラジオ、インターネットによる広報のほか、広報誌「ほっと石川」の県内全戸配布などに加え、報道機関に情報を提供し、ニュースとして取り上げてもらうことも積極的に行っております。 それぞれの特徴を上手〈活用し、また、組み合わせることによって相乗的、総合的な広報効果が得られるよう、今後とも、県民ニーズを把握しながら、県政に関する情報を県民の皆様に広く、正しく、わかりやすく提供していきたいと考えております。
26	各学校に配置されている学校事務職員の能力開発・有効活用が必要。 学校事務職員は研修の機会が少ないため、学校で担う役割を明らかに し、研修を充実すべきではないか。	学校事務職員については、県庁職員同様に自治研修センター等で実施される研修に参加できるほか、全国公立高等学校事務職員研究大会へ参加させたり、学校事務職員が開催する研究大会に教育委員会事務局職員を派遣する等により、従来から研修の充実に努めていますが、今後とも、更なる充実に向けて検討してまいりたいと考えております。
	学校事務職員についても、県庁で導入されているグループ制を参考に地域グループ制(複数校で構成)を導入してはどうか。研修、情報交換、OITを目的にグループリーダーの下、月1回程度のグループ会議を開催する。	グループ制導入は意思決定、事務処理の迅速化等を目的としたものですが、地域グループ制で目指される人材育成等の視点とは異なることから、この場合、グループ制を参考にするのは適当ではないと考えております。なお、学校事務長等によるOJTや研修機会の確保等、従来から学校事務職員の資質向上に努めていますが、今後とも、職員の資質向上の方策について検討してまいりたいと考えております。

5 その他

1	番号	意見内容	同左に対する考え方
		職員の再就職基準を明確かつ公平にし、そのうえで公表すべきではないか。 いか。 また、公社外郭団体等への再就職は縮小すべきではないか。	公社等外郭団体への県職員の再就職につきましては、団体からの要請に応え、公務において培った県職員の知識、経験、能力、適正及び意欲等を勘案して行っております。 職員の再就職にあたりましては、県民の皆様の誤解を招くことがないよう適切に対応していくことが大切と考えており、職員の再就職に関する公平性や透明性をさらに高めるため、県職員が退職する際には、退職者(課長以上)の再就職状況について、毎年、公表を行うこととしております。
2	29	項目立てについて、「地方分権時代を担う人材の育成」と「県民の視点に立った行政サービスの提供」を分けるべきではないか。	職員が減少する中にあっても、これまで以上に県民の視点に立った、より質の高い行政サービスを提供するには、その担い手となる職員の資質向上に努める必要があると考えており、「地方分権時代を担う人材の育成と県民の視点に立った行政サービスの提供」という柱を今回の大綱で新たに立てたところであります。

30	行財政改革の取り組みについて、数値目標を具体的に示すべきではないか。	行財政改革大綱は、幅広い分野での行財政改革の取り組みを網羅的に掲げているものであり、なかには、あらかじめ削減効果が定量的に見込めないもの(民間委託、指定管理者制度導入など)、直ちに県予算の削減に直結しないもの(組織改正、職員のモチベーションの強化など)など、削減目標になじまない項目も数多くあります。また、今回、新たに策定する大綱では、行政のスリム化やコスト縮減に向けた視点とともに、住民サービスの向上といった視点からも検討を加えており、全体として定量的な削減効果をお示しすることは困難であることをご理解願います。 なお、実施年度については、できる限り目標を設定し、計画的な実施に努めることとしております。
31	大綱に掲載されている主要項目については、進捗状況を3ヵ月毎に公表すべきではなないか。また、進捗状況の公表は広報いしかわを活用すべきではないか。	
32	行政委員について、同一人物の長期間の就任は思考の画一化が懸念されるため、極力避けるべきではないか。	行政委員会の委員については、高い専門性や識見を有することが求められており、選任にあたっては、その多くが議会の同意を得ることが法律上義務づけされておりますことから、今後とも、法の趣旨に照らし、適切な選任に努めていくこととしておます。
33	県議会を通年制とすべきではないか。また、時には夜間に開催すること も検討すべきではないか。	県議会においては、「石川県議会基本条例」に基づき、議会改革の推進のために「石川県議会改革推進会議」を設置し、議会機能の強化、議会の活性化等について、検討・協議しているところであり、今後とも他県の状況等も勘案しながら、検討・協議していくこととしております。
34	新県庁舎建設の投資効果を示すべきではないか。	新県庁舎は、広坂の旧県庁舎が、・老朽化し、かつ非常に狭隘なため分庁化していたこと、・通信回線の配線などインテリジェント化が困難であったこと、・敷地に高さ制限がかかっており、必要な庁舎の床面積が確保できなかったことなどから、現在の鞍月に新たに建設したものです。新県庁舎は、執務室のみならず、駐車場などのスペースも大幅に改善されました。19階展望ロビーなど広く県民の皆さんに利用いただける場所も新たに設けています。また、バリアフリー化を図るとともに、大地震等に対する安全性も確保した構造を備えています。こうしたことから、新県庁舎は、県民の安全・安心の確保や来庁される県民の皆さんの利便性の向上といった観点からも有意義な庁舎となっているものと考えております。

このほか、行財政改革以外の分野でも、軽自動車税、県立高校の活用、土地所有規制についてのご意見をいただきました。 いただいた意見は所管課に伝え、参考とさせていただきます。